

新たな国家資格としての愛玩動物看護師のあり方に関する検討報告書（中間とりまとめ）

令和 6 年 3 月

獣医事審議会免許部会・中央環境審議会動物愛護部会
愛玩動物看護師小委員会（合同会合）

（はじめに）

獣医事審議会免許部会・中央環境審議会動物愛護部会愛玩動物看護師小委員会（合同会合）では、令和 5 年 7 月 21 日に令和 5 年度第 1 回の合同会合を開催し、新たな国家資格としての愛玩動物看護師のあり方について、愛玩動物看護師の地位や自律性の向上を推進する観点から、愛玩動物診療での愛玩動物看護師の業務やチーム獣医療の推進における愛玩動物看護師の果たすべき役割等を検討課題として議論を開始した。

令和 6 年 3 月 25 日に開催された令和 5 年度第 3 回合同会合において、愛玩動物やその飼養者に寄り添った獣医療の提供という指向のなかで、獣医師よりも愛玩動物や飼養者に密に接する愛玩動物看護師の役割は大きなものになっていることや、愛玩動物看護師が中心となって、飼養者の治療内容や動物薬等への理解の深化を図り、チーム獣医療の一員として傷病動物の治療に正しく参加できるようにしていくことの必要性などを中間とりまとめとして取りまとめた。

なお、愛玩動物看護師のあり方を検討する上では、獣医師やその他の獣医療スタッフとの連携や役割分担のあり方についても議論を行い、愛玩動物看護師のあり方を示す目的において必要な範囲で本報告書に取りまとめた。

1 背景

令和 5 年 4 月に新たな国家資格者である愛玩動物看護師が愛玩動物診療現場で業務を開始し、これまでの獣医師のみの獣医療現場が大きく変化していくことになる。

今後、愛玩動物看護師と獣医師との間でタスク・シェアなどが進めば、獣医師によるより専門的で高度な獣医療が提供されていくことが期待される一方で、獣医療の高度化に伴う業務の複雑化と増大による獣医療現場の疲弊が懸念されている。また、質が高く、安全で信頼できる獣医療を求める愛玩動物の飼養者のニーズに応えていく必要があり、チーム獣医療の普及は愛玩動物分野の獣医療のあり方を大きく変えていくものとなる。

2 愛玩動物看護師の資格と業務について

（1）愛玩動物看護師の地位

愛玩動物看護師法（令和元年法律 50 号）第 2 条第 2 項で、愛玩動物看護師は、農林水産大臣及び環境大臣の免許を受けて、愛玩動物看護師の名称を用いて、診療の補助及

び疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の愛玩動物の看護並びに愛玩動物を飼養する者その他の者に対するその愛護及び適正な飼養に係る助言その他の支援を業とする者と位置付けられている。

(2) 疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の愛玩動物の看護

「疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話」とは、ヒト医療の看護師の療養上の世話にあたるものと解される。治療方針に沿った、傷病動物の症状の観察、環境整備、食事の世話、清拭及び排泄の介助、飼養指導などは、愛玩動物看護師が自律的に判断し専門的な知識や技術をもって行う、愛玩動物看護師の本来の業務となる。

「その他の愛玩動物の看護」とは、ヒト医療の保健師、助産師、管理栄養士、介護福祉士等が専門的に行う業務に相当するものと解される。愛玩動物の保健衛生指導、助産、栄養管理、介護指導など幅広く、広義での動物看護業務となる。

動物看護については、愛玩動物看護師の自律的な判断の下に行われる本来業務であることから、獣医師の指示を必要としない。ただし、療養上の世話については、治療の必要性が高い傷病動物に対して施されるものであり、獣医師による診療行為と不可分の関係であることに留意が必要である。

(3) 診療の補助

「診療の補助」は、愛玩動物に対する診療(獣医師法第17条に規定する診療をいう。)の一環として行われる衛生上の危害を生ずるおそれが少ないと認められる行為であって、獣医師の指示の下に行われるものとされている。

具体的には、経過観察の結果を獣医師に報告する比較的単純なものから、事前に取決めたプロトコールに基づく、採血、輸液剤の注射、点滴、一部の医療機器の操作、愛玩動物に対する処置などまでが愛玩動物看護師が担うことが可能となる。

ただし、診療の補助として愛玩動物看護師が行うことのできる診療行為の範囲は、獣医師の具体的な指示内容の程度、当該愛玩動物看護師の持つ知識、経験、技術等によって決定される必要がある。

(4) 獣医師の指示

愛玩動物看護師が診療の補助を行う前提となる「獣医師の指示」は、具体的かつ個別に行われることが望ましい。獣医師の指示については、愛玩動物看護師法に方法の規定がないことから、書面による指示、口頭による指示とも可能となる。また、愛玩動物看護師法では獣医師の指示の程度も規定されていないので、一般的指示、包括的指示に基づく診療の補助であっても、当該診療行為の内容、愛玩動物の状態、愛玩動物看護師の能力等諸般の事情を斟酌しながら個別的に判断することが重要となる。

救急救命業務として獣医師が予め定めた手順書に従い心肺蘇生措置を行う場合等については、愛玩動物看護師の業務に当然付随する行為である場合や獣医師と救急救命処置について指示を受けている場合など、予め主治医である獣医師と実施する診療行為について具体的に取決めておくことが重要である。

(5) 愛玩動物看護師の資格と責務

診療の補助は、獣医師の判断により診療行為の一部を愛玩動物看護師に委ねるものであり、診療に関する最終的な責任は獣医師が負うべきものとなる。

一方、診療の補助であっても愛玩動物看護師の業務であることに変わりはなく、愛玩動物看護師が獣医師からの具体的指示に反する行為や求められる水準に満たない行為を行って愛玩動物の保健衛生や健康に被害が生じた場合には、愛玩動物看護師自らの責任が問われる可能性がある。また、愛玩動物看護師が獣医師の指示を正しく理解しなかったために誤った診療行為を施す結果となった場合にも愛玩動物看護師の責任が問われる可能性がある。

さらに、愛玩動物看護師は動物看護を実践する専門職として獣医療に関わっているため、獣医師の指示内容が不明確な場合や明らかな誤りがある場合には、獣医師に質問し、確認する義務があるといえる。

(6) チーム獣医療環境の構築

愛玩動物やその飼養者に寄り添った獣医療の提供という指向のなかで、獣医師よりも愛玩動物や飼養者に密に接する愛玩動物看護師の役割は大きなものになっている。愛玩動物看護師の体制充実や、愛玩動物看護師の実習や研修の実施による技能向上、獣医師と愛玩動物看護師との連携強化等、良質なチーム獣医療環境を整備することが必要となる。

3 良質なチーム獣医療提供体制の整備について

(1) チーム獣医療とは

愛玩動物診療におけるチーム獣医療は、獣医師、愛玩動物看護師等の獣医療従事者と傷病動物の飼養者が、対等な立場で意見と情報を交換しながら、傷病動物の治療を連携して行う獣医療の形態である。

チーム獣医療の実施には、チームを構成するすべての人が何をすべきかを正確に理解し、正しく行動できることが重要であり、このためには、チーム内で意思の疎通と多様な立場からの調和を図り、傷病動物に対して効率的、効果的な治療を実現していくことが必要となる。

※チーム医療の定義（厚生労働省）

チーム医療とは、医療に従事する多種多様な医療スタッフが、各々の高い専門性を前提に、目的と情報を共有し、業務を分担しつつも互いに連携・補完し合い、患者の状況に的確に対応した医療を提供すること。

(2) チーム獣医療における獣医師の役割

獣医師はチーム獣医療のリーダーであり、獣医師の指示に基づいて診療行為が施されることから、他職種連携の中心的役割を果たすことになる。このため、獣医師の専門化、高度化を進める獣医療環境作りを推進していくことが重要である。

(3) チーム獣医療における愛玩動物看護師の役割

愛玩動物看護師は、診療に関連する業務から療養上の世話、保健衛生や栄養管理などの飼養支援まで幅広い業務を担うことから、チーム獣医療の実現において、獣医師と飼養者をつなぐ「要（かなめ）」としての役割が期待される。

診断、治療方針の決定、処方、手術、予後判定は獣医師の独占業務であるが、それ以外の診療の補助や看護業務は愛玩動物看護師が担うことが可能であり、療養上の世話をする上で必要な診療行為については、獣医師の指示の下、積極的に愛玩動物看護師に委ねていくこと（獣医師と愛玩動物看護師との間でのタスク・シフト）も重要な検討となる。

また、愛玩動物看護師の業務が、ヒト医療の保健師、助産師、栄養管理士、介護福祉士等が担う分野も含まれる状況を考慮して、傷病動物に対する適切な療養上の世話等を施す観点から、その他の獣医療スタッフとの十分な連携を確保しながら、院内マニュアル等で診療現場での役割の共同化（愛玩動物看護師とその他の獣医療スタッフとの間でのタスク・シェア）を予め定めておくとともに、動物看護記録のより一層の普及を図っていくことが必要である。さらに、愛玩動物看護師に対しては、獣医師の行う獣医療レベルに沿った技能の修得を図るとともに、ヒト医療を参考に、より専門性の高い愛玩動物看護師の育成についても検討していく必要がある。

(4) チーム獣医療における飼養者の役割の重要性

愛玩動物の飼養者は、愛玩動物の健康管理、栄養管理など日頃の飼養管理を行っており、飼養動物が傷病に罹患するなどすれば、退院後の健康観察や投薬、手当てなどは飼養者が適切に実施することになる。

このためには、愛玩動物看護師が中心となって、飼養者の治療内容や動物用医薬品等への理解の深化を図り、「チーム獣医療の一員」として傷病動物の治療に正しく参加できるように支援していく必要がある。

(5) 良質なチーム獣医療提供体制の整備の必要性

獣医療の高度化・専門化への飼養者のニーズに応え、獣医療サービスを適切に提供するためには、良質なチーム獣医療を提供できる体制整備が必要となる。

また、今後、包括的な獣医療サービスの提供体制の整備を図っていく上で、愛玩動物看護師と愛玩動物の飼養者との信頼関係の構築は、重要なテーマとなりうる。

一方で、チーム獣医療はまだ多くの診療施設で十分に導入されていないのが現状であり、診療施設の経済的な理由や人材不足に加えて、他職種間での十分な相互理解のための教育環境が整っていないことや、リーダーシップを発揮できる獣医師が養成されていないこと等の理由で実践が難しくなっている場合も多い。

このため、愛玩動物看護師と獣医師とが対等な立場で活躍して高度に進歩・細分化した獣医療技術を効率よく適切に提供し、飼養者に寄り添った獣医療の質の向上を具体的に図っていく必要がある。また、獣医療へのアクセスが困難な獣医療弱者にも寄り添

った獣医療提供体制の整備を進めるとともに、動物用医薬品等への理解増進と適正使用を推進しながら、治療に必要な正しい情報を提供できる仕組みを創設していくことが重要となる。

(おわりに)

愛玩動物の適正飼養等に関する国民の関心や、ヒト医療に近い獣医療を求める飼養者の意識が大きく変化する中で、愛玩動物看護師が活躍する良質なチーム獣医療へのニーズは大きくなっている。

このことは獣医師側からの獣医療提供体制の整備の面からも重要な課題のひとつと考えられ、愛玩動物看護師には資質及び専門性の向上の努力を継続し、愛玩動物の飼養者に対して動物看護を実践する専門職としての役割をより積極的に果たしていくことが期待されている。

本合同会合では、愛玩動物の飼養者に寄り添った獣医療の提供を実現するために望ましい愛玩動物看護師のあり方や、愛玩動物看護師の自律性と高いモチベーションを実現するための手段、愛玩動物看護師の処遇改善に資する社会的地位の向上の実現に向けた課題等について、議論を継続することとしている。

愛玩動物看護師の業務（イメージ）

獣医療

診療

- リスクの高い診療
病気の診断、エックス線検査、手術 等

診療の補助

愛玩動物看護師のみ実施可能

- リスクの低い診療（**獣医師の指示の下**）
マイクロチップ挿入、採血、経口投薬 等

動物看護

- 疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話
療養上の世話（治療方針に沿った）

- その他の愛玩動物の看護
健康増進、疾病予防、苦痛緩和（飼養者） 等

その他

- 動物病院の業務環境の整備、診療受付 等

愛玩動物看護師の業務

動物愛護

適正飼養等

- 飼養者等への愛護・適正飼養に係る支援
愛玩動物専門職としての適正飼養指導 等

【診療の補助】

診療行為

- 獣医師の獣医学的判断をもってするのでなければ飼育動物に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為
- 業として行えるのは獣医師のみ（獣医師の独占業務）

獣医師法（昭和24年法律第186号）

第17条 獣医師でなければ、飼育動物の診療を業務としてはならない。

第20条 獣医師は、飼育動物の診療をしたときは、その飼育者に対し、飼育に係る衛生管理の方法その他飼育動物に関する保健衛生の向上に必要な事項の指導をしなければならない。

【診療の内容などから獣医師が判断】

- * 獣医師が常に自ら行わなければならない絶対的獣医療行為に該当するか否か
- * 獣医師が常に自ら行わなければならないほど危険な行為であるか否か

【愛玩動物看護師の教育内容や技能レベルなどから獣医師が判断】

- * 愛玩動物看護師が一般的に行うことが可能な行為か否か
- * 特定の愛玩動物看護師が行うことが可能な行為か否か

診療の補助

- 愛玩動物看護師の業務として獣医師の指示のもとに行う獣医療行為
- 業として行えるのは愛玩動物看護師のみ（愛玩動物看護師の独占業務）
- 愛玩動物看護師が行うことが可能な行為は、診療の補助として行われる衛生上の危害を生ずるおそれが少ないと認められる行為

愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号）

第2条第2項 この法律において「愛玩動物看護師」とは、農林水産大臣及び環境大臣の免許を受けて、愛玩動物看護師の名称を用いて、診療の補助（愛玩動物に対する診療（獣医師法第十七条に規定する診療をいう。）の一環として行われる衛生上の危害を生ずるおそれが少ないと認められる行為であって、獣医師の指示の下に行われるものをいう。以下同じ。）及び疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の愛玩動物の看護並びに愛玩動物を飼養する者その他の者に対するその愛護及び適正な飼養に係る助言その他の支援を業とする者をいう。

第40条第1項 愛玩動物看護師は、獣医師法第十七条の規定にかかわらず、診療の補助を行うことを業とすることができる。

* 獣医師法での獣医師の義務

- ・ 臨床研修（法第16条の2、努力義務）
- ・ 診断書の交付等（法第18条）
- ・ 診療及び診断書等の交付の義務（法第19条）
- ・ 保健衛生の指導の義務（法第20条）
- ・ 診療簿及び検案簿への記録の義務（法第21条）

【愛玩動物の看護】

動物看護

- 愛玩動物看護師の技術的能力及び専門的な知識経験をもって行う行為
- 愛玩動物看護師の独占業務ではない

愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号）

第2条第2項 この法律において「愛玩動物看護師」とは、農林水産大臣及び環境大臣の免許を受けて、愛玩動物看護師の名称を用いて、診療の補助（愛玩動物に対する診療（獣医師法第十七条に規定する診療をいう。）の一環として行われる衛生上の危害を生ずるおそれが少ないと認められる行為であって、獣医師の指示の下に行われるものをいう。以下同じ。）及び疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の愛玩動物の看護並びに愛玩動物を飼養する者その他の者に対するその愛護及び適正な飼養に係る助言その他の支援を業とする者をいう。

第40条第1項 愛玩動物看護師は、獣医師法第十七条の規定にかかわらず、診療の補助を行うことを業とすることができる。

【愛玩動物看護師の判断】

- * 愛玩動物看護師が行うことができる行為なのか否か
- * 愛玩動物看護師が常に自ら行わなければならない専門的看護行為であるか否か

【愛玩動物看護師以外の獣医療スタッフとの業務の共有】

- * 愛玩動物看護師以外の獣医療スタッフが一般的に行える行為か否か
- * 特定のスタッフが行うことが可能な行為とするか否か

愛玩動物看護師以外の専門職との業務の共有

- 愛玩動物看護師以外の獣医療スタッフが看護業務を可能とする根拠が必要
- 愛玩動物看護師以外の獣医療スタッフと共有できる業務
 - ・ 動物看護の補助
飼養支援、健康チェック、栄養管理、保健衛生や飼養環境整備への助言など
 - ・ 動物病院内環境の整備、診療受付等の資格を必要としない業務

→ 動物病院業務のマニュアル化、治療計画・看護計画の作成

- * 愛玩動物看護師の努力義務
 - ・ 獣医師との連携（法第41条）

良質なチーム獣医療のイメージ



獣 医 療

獣 医 師

- リスクの高い診療
病気の診断、予後判断、処方、手術 等
- 専門性の高い診療
高度先進獣医療、包括的獣医療 等

良質なチーム獣医療に必要

愛玩動物看護師

- 診療の補助
獣医師の指示下での検査、採材、問診、投薬 等
- 動物看護
治療方針に沿った療養上の世話
保健衛生指導、助産、栄養管理、介護 等

獣医師とのタスク・シフト

ヒト医療の保健師、助産師、管理栄養士、介護士などの業務

他職種とのタスク・シェア

飼 養 者

- 飼養者の役割
日頃の健康管理、獣医療への理解 等

チーム獣医療の一員として参加

飼養者に寄り添ったチーム獣医療提供体制（イメージ）

【愛玩動物看護師の技能と動物看護の専門職としての知識を活用した獣医療サービス】

